令和4年度 第1回 「江東区地域自立支援協議会」 議 事 録

1 日 時 令和4年7月27日(水) 午後1時30分~午後3時20分

2 場 所 江東区文化センター2階 展示室

3 出席者 里村 惠子 西野 裕音 橋本 貴幸 白木 麗弥

和田 努 吉田 朋之 石井 公子 平松 謙一

伊藤 善彦 髙井 伸一 久保 雅美 青柳 浩二

岡田 芳久 田村 満子 油井 真 山口 浩

4 会議次第

- 1 開会
- 2 委員の委嘱及び紹介
- 3 議事
 - 議事1 障害者差別解消法の実績報告について
 - 議事2 障害者優先調達推進法に基づく調達実績について
 - 議事3 障害者実態調査について
 - 議事4 指定特定相談支援事業について
 - 議事5 障害者入所施設の整備状況等について
 - 議事6 専門部会からの報告
 - 議事7 区からの報告
 - 議事8 その他

5 資 料

- 資料1 令和3年度障害者差別解消法受付台帳
- 資料2 令和3年度江東区における障害者就労施設等からの物品等の

調達実績

- 資料3 令和4年度江東区における障害者就労施設等からの物品等の 調達方針
- 資料4-1 令和4年度障害者実態調査について
- 資料4-2 今和4年度障害者実態調査 設問の構成について
- 資料4-3 令和4年度障害者実態調査 調査項目 (案)
- 資料 5 指定特定相談支援事業について
- 資料6 障害者入所施設の整備状況等について
- 資料7 区の今後の取り組みについて
- 参考1 専門部会からの報告(令和3年度)
- 参考2 令和4年度江東区地域自立支援協議会委員名簿

6 傍 聴 11名

7 会議内容

〔開 会〕 午後1時30分

【大江障害者施策課長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和 4年度第1回江東区地域自立支援協議会を開会いたします。

本日は委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は障害者施策課長の大江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、資料1から7、参考1と2、それから意見シートを事前にお送りさせていただいておりますけれども、そのうち資料1につきましては差し替えが生じておりますので、会場参加の皆様におかれては机上に置いてありますし、Zoomで参加の皆様には画面共有で表示する資料を御参照いただきたいと思います。また、資料4-2につきましては、会場参加の皆様には机上配付、それからZoom参加の皆様には議事の際に画面共有でお示しをさせていただきたいと思います。

続きまして、会議の方式についてでございます。本日は、新型コロナウイルス感

染症対策のためオンラインと、一部の委員の皆様には会場参加のハイブリッド方式による開催とさせていただいております。オンライン参加の委員の皆様は、事務局で音声をミュートさせていただいておりますので、議事進行中発言される際には、Zoomの挙手ボタンでお知らせいただくか、自ら手を挙げてお知らせをいただければと思います。また、会場参加の委員の皆様は挙手でお知らせください。

会議の写真、動画等の撮影や録音は許可を必要としておりまして、また発言が聞き取れるよう、オンライン参加の委員の皆様におかれましては、参加時の周りの環境等に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

本日の会議につきましては、終了予定時刻は午後3時を予定しておりますので、 議事進行に御理解と御協力のほどお願いいたします。

なお、本日につきましては、佐藤委員、吉川委員、守屋委員より、御欠席の連絡 をいただいております。

2 委員の委嘱及び紹介

【大江障害者施策課長】 次に、今年度1回目の会議ということで、新たに就任された委員の紹介をさせていただきます。今年度より新たに、橋本貴幸委員、和田 努委員、吉田朋之委員、吉川秀夫委員が委員になられましたので、御紹介をいたします。

それでは、一言ずつ御挨拶をお願いしたいと思いますので、まず橋本委員、恐れ 入りますけれども、よろしくお願いいたします。

【橋本委員】 木場公共職業安定所専門援助第二部門統括の橋本と申します。障害者の職業相談ですとか、職業紹介の窓口の管理運営を行っております。こういった会議はあまり不慣れでして、至らない点も多いかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 ありがとうございました。橋本委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、和田委員、一言御挨拶をお願いいたします。

【和田委員】 こんにちは。江東特別支援学校副校長の和田と申します。今年度からこちらのほうに赴任してまいりました。初めてなもので、何分行き届かない部分が多々あるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【大江障害者施策課長】 和田委員ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、吉田委員、一言御挨拶をお願いいたします。

【吉田委員】 皆様、こんにちは。墨東特別支援学校の副校長、吉田と申します。 墨東特別支援学校は肢体不自由の特別支援学校なので、手足とか体を動かすのが苦 手な子供たちが多く在籍しております。江東区の自立支援協議会の中で有意義な情 報とか意見交換ができればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたしま す。

【大江障害者施策課長】 吉田委員ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

なお、吉川委員におかれましては、本日、御欠席ということですので、次回以降 の会議の中で自己紹介等をいただきたいと思います。

それでは、この後の議事進行につきましては、里村会長にお願いしたいと思いま す。会長よろしくお願いいたします。

3 議事

【里村会長】 それでは、議事に入ります前に、会議の公開について事務局から 説明をお願いします。

【大江障害者施策課長】 それでは、私から御説明をいたします。会議の公開につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、Zoomによるオンライン方式での一般傍聴とさせていただいてございまして、本日の一般の傍聴希望者はゼロ名でございます。

また、本日につきましては、東京都相談支援従事者現任研修の実習として、研修 受講者11名の方がZoomによるオンライン方式で傍聴をしてございます。

また、本日は、議事録作成のため録音をさせていただいております。恐れ入りますけれども、議事録作成の都合上、御発言の際にはお名前をおっしゃっていただけると助かります。

また、議事録につきましては、作成後、区のホームページや区のこうとう情報ステーションで公開する予定となってございます。

以上でございます。

【里村会長】 では、今回はハイブリッド方式で行っておりますが、そのほか進行上の注意がありましたらお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 オンライン参加の委員の皆様は、事務局で音声をミュートさせていただいてございます。先ほど申し上げましたけれども、発言される際につきましては、Zoomの挙手ボタンまたは自ら手を挙げていただいてお知らせをいただければと思います。会長から指名をされましたら、ミュートをこちらで解除して発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、ミュートに戻すようお願いをいたします。会場参加の委員の皆様は、挙手でお知らせをいただき、会長から指名されましたら、御発言のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議事(1)障害者差別解消法の実績報告について

【里村会長】 それでは、ただいまより議事に入ります。

議事1、障害者差別解消法の実績報告について、事務局より説明をお願いします。

【小池施策推進係長】 障害者施策課施策推進係の小池と申します。私からは、 障害者差別解消法の相談の受け付け状況について御報告させていただきます。

1月24日に開催しました令和3年度第2回協議会におきまして、12件の相談 実績を御報告させていただきました。その後、4件の相談がありまして、令和3年 度は合計16件の相談実績がありました。これまで30年度が9件、元年度が8件、 2年度が8件と横ばいでしたが、3年度は約2倍に増えている状況でございます。

では、資料1、令和3年度障害者差別解消法受付台帳を御覧ください。差し替えがありますので、会場参加の皆様は机上配付したものを、Zoom参加の委員の皆様は画面共有でお示ししますので、その資料を御覧ください。

前回の報告以降の4件を追記して記載しております。12番までは前回、既に報告しておりますので、それ以降に相談のあったもののうち、主なものを御説明いたします。

13番は、身体障害者の方からの御相談です。下の階の住人の方が、引き戸を強く音を出すように閉めたり、また棒のようなもので下からたたいたり、夜間にモスキート音を出しているということがありまして、差別解消法の合理的配慮に適用で

きないかとの御相談でした。この件につきましては、障害を理由に行為がなされた かどうか不明であることから、住居による近隣トラブルであり、民事による相談が 望ましい旨、御説明しまして、了解いただき、終了しております。

次に、15番です。15番は知的障害者の保護者の方からの御相談です。卒業式を控えている時期のことですが、障害特性上、声を出す傾向があり、他のお子さんの声やスピーカーの音をかき消したり、卒業証書授与の際に影響を与える可能性があるとの理由から、学校側から外に出てほしいとの趣旨の発言をされたとのことでした。保護者の方は、卒業式に出席しないでほしいと言われたと受け取ったようでしたが、教育委員会に確認したところ、予行演習の際、クールダウンしてもらい、落ち着いたら戻ってもらうという趣旨だったということでした。その旨、保護者に説明し、了承いただき、終了しております。

次に、16番は知的障害者の支援者の方からの御相談です。知的障害者の方の携帯電話の乗換契約について、事前に支援者である相談者が携帯電話販売店に問い合わせしたところ、無料から4,000円との回答がありました。その後、移動支援者が同行し手続を行ったところ、3万円弱の請求をされ、支払って帰宅いたしましたが、この方の母親の後見人の方に御相談し、おかしいとの判断に至りました。店舗に問い合わせしたところ手違いであったということで、返金対応となりましたが、知的障害者など判断力が弱い方に対して、通常と異なる案内をしていると推測され、障害者差別に該当するのではないかとの御相談でした。

相談者の方は返金を受け取りに行く際に、店長や対応した方に話を聞くとのことで、その結果に応じて、障害者施策課と消費者センターで対応するとしたところです。

障害者差別解消法の周知につきましては、今年度、江東区報のコラムで、不当な差別的取扱いと合理的配慮について掲載したところです。今後も、様々な媒体を通じて周知を図るとともに、権利擁護部会とも連携しながら、気軽に相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。今の御説明に何か御意見や御質問はありますでしょうか。

では、特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事(2)障害者優先調達推進法に基づく調達実績について

【里村会長】 議事2、障害者優先調達推進法に基づく調達実績について、事務 局より説明をお願いします。

【加納就労支援担当係長】 障害者支援課就労支援担当の加納から、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達について、資料2及び資料3により御説明いたします。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、通称障害者優先調達推進法が平成25年4月に施行され、本区におきましても物品や役務といったサービスを調達する際に、障害者施設等から優先的・積極的に購入することを推薦すべく調達方針を策定し、取り組んでいるところでございます。

まず、令和3年度の調達実績につきまして、資料2の右下、合計欄を御覧ください。件数といたしましては63件、金額は2,100万円強でございました。令和2年度の実績と比較いたしますと、昨年度は49件、1,900万円強でございましたので、件数は14件の増、金額は約200万円の増となりました。

なお、件数と金額の増につきましては、2年度から引き続き、コロナ禍によるイベントや会議の中止に伴い、飲物や手土産購入機会が減少したものの、園児用備品食料等供給300万円強の大口等調達や、2年度には実績がなかった電子化委託があったため、約200万円の増となっております。

また、発注拡大に向けての取組といたしましては、区内各障害者施設で提供できる物品や役務といったサービスの一覧を江東区ホームページや職員向けの全庁フォルダー等で公開するなど、今後もできる限り広く周知することで、各施設の受注拡大につながるよう努めてまいりたいと考えております。

参考といたしまして、資料3に令和4年度の調達方針を添付してございますので、 後ほど御参照いただければと思います。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございました。今の御説明に何か御意見、御質問はありますでしょうか。

特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事(3)障害者実態調査について

【里村会長】 次の議題、議事3、障害者実態調査について、事務局より説明を お願いいたします。

【小池施策推進係長】 障害者施策課施策推進係の小池と申します。私からは、 今年度実施する障害者実態調査について御説明させていただきます。

初めに、資料4-1を御覧ください。実態調査の概要についてです。

令和5年度に策定を予定している障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害 児福祉計画の基礎資料とするとともに、今後の施策の在り方を検討するために実態 調査を実施するものです。

調査対象は、表にありますとおり、18歳以上の障害者、身体障害者1,100人、知的障害者、精神障害者各1,000人、重症心身障害100人、高次脳機能障害100人、難病700人の合計4,000人と、18歳未満の障害者1,000人の合計5,000人とサービス提供事業所250か所、障害者団体40団体です。

調査項目につきましては、4-2で御説明いたしますが、障害者の生活実態、障害福祉サービス等の利用状況や利用の意向に関する項目について行います。障害種別ごとに無作為抽出した方に調査票を郵送し、記入いただき、返送していただきます。高次脳機能障害につきましては、無作為抽出が難しいため、関係団体などを通じて配布、郵送回収します。サービス提供事業者、障害者団体にも調査票を郵送しますが、障害者団体についてはヒアリングも実施します。

調査票の送付時期は10月を予定しております。

次に、設問の構成についてです。資料4-2を御覧ください。

今回の調査項目案となります。前回の実態調査では、調査項目が多く、回答に当たってかなり負担のかかるものであったことから項目を絞り、回答がしやすくなるよう検討しております。削除したものについては、大きく分けて、設問が重複しているものを統合したもの、また計画への反映が難しいことから削除を検討しているものがあります。

例として、3ページの22番と24番は、就労支援という視点からどちらも仕事をしていく上で必要なこと、希望を聞く質問であることから統合することを検討しています。

また、4ページの29番と34番については、29番は社会参加・コミュケーシ

ョンの区分として、34番は情報・相談先の区分としていますが、どちらも情報を どこから得るのか、調べるのかといった内容であることから29番を削除し、34 番の選択肢を整理・追加しています。

計画への反映が難しい設問の例として、5ページの37番、6ページの59番、8ページの80番のように、福祉サービスを利用できることを知っているか、またサービス等の利用計画の策定が必要なことを知っているかといった設問については、項目を削除することを検討しています。

そのほか、8ページの72番の地域に望むこと、74番の知らない方に手助けや 配慮をお願いできるかといった設問についても、計画への反映が難しいことから削 除を検討しています。

次に、新たに追加を検討している項目についてです。 9ページ中段以降が新規に 追加を検討している項目になります。

88番は、令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施 策推進法が公布・施行されたことを受け、どのような施策ニーズがあるか把握する ものです。

また、89から91番は、収入減や収入状況、世帯の経済状況を把握することにより、就労支援や世帯に対する支援を検討する基礎資料とするために追加するものです。

10ページの98番から101番は、介護者の状況について把握するものです。 勤務形態や介護に当たり、働き方を調整しているかなどの設問を通じて、介護と仕事との両立のための施策を検討する資料とします。

11ページ、105番から111番についてです。これらはこれまで調査項目になかったものですが、来年度策定する計画の成果指標とするために新たに追加するものです。

105番の江東区に住み続けたいか、109番の障害者施策に満足しているかといった項目に対する調査結果を基に、計画の成果指標を設定したいと考えております。

以上が、実態調査の概要及び設問の構成についての説明となります。お示しした 項目案等について御意見をいただきたいと存じます。

また、意見シートをお配りしておりますので、後日、メールまたはファクスで送

付いただければと思います。締切りは8月4日木曜日です。御協力のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。今の御意見に御質問ありますでしょうか。平松委員お願いします。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけども、100項目以上にわたるものを今画面共有でさっと見せていただいても、具体的なところがほとんど分からないということで、この形式ではやむを得ない思うので、意見を8月4日までということであれば、今出された百十何項目、それと削除予定のもの、追加予定のもの等が分かるような形で、取りあえずそういう資料を送付していただけないか。そうしないと一つ一つ検討ができませんということで、ぜひ至急郵送をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【里村会長】 事務局の方お願いします。

【大江障害者施策課長】 今、委員おっしゃったように、ちょっと小さい字で100以上にわたる項目の画面共有でしたので、説明を聞きながら把握することが難しかったと思いますので、皆様のほうに項目、設問の構成等が分かるような資料を、意見シートを出していただく期限の前までには当然お送りしたいと思います。どうも申し訳ございません。

【里村会長】 では、よろしくお願いいたします。

ほかに御意見おありの方いらっしゃいますか。どうぞ。

【岡田委員】 ゆめグループ福祉会の岡田と申します。全部の項目を見たわけではないんですが、今回のコロナの感染症に関する質問項目がないのはちょっと何だなと思ったんですが、今後も加える必要はないのでしょうか。

【里村会長】 お願いします。

【小池施策推進係長】 今回お示しした案の中にはないんですが、コロナについての質問についても追加を検討したいと思います。

【里村会長】 では、追加をお願いいたします。

ほかに何か御意見、御質問ありますでしょうか。では、紙ベースで送られた資料 に対して、ぜひいろいろ御意見とかお願いしたいと思います。

では、この議題はここまでにしたいと思います。

議事(4)指定特定相談支援事業について

【里村会長】 次に、議事4、指定特定相談支援事業について、事務局より説明をお願いします。

【野沢支援調整係長】 障害者支援課支援調整係の野沢と申します。私からは、 議事4、指定特定相談支援事業について御説明をいたします。

それでは、資料5を御用意願います。

まず、項番1、指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員数の推移を御覧ください。令和4年3月末現在の事業所数ですが、全体で30、うち障害児相談支援事業所数は14でございます。同じ表の3段目、相談支援専門員数の推移でございますが、令和4年3月末現在において全体で55、うち障害児相談員数は21でございます。総体的には、平成30年の江東区障害者計画を策定したときの状況から、事業所数及び相談支援専門員数はほぼ横ばいの状況が続いております。

なお、平成30年3月の障害児相談員数については、集計が困難なため、数字は 入れてございません。御了承願います。

次に、項番2、計画相談実績の推移を御覧ください。まず、障害者総合支援法に 関する障害者の計画相談の状況ですが、令和4年3月末現在、受給者数3,358人 に対しまして計画作成済み数3,358と同数のため、計画の作成率は100%で ございます。

なお、障害者におけるセルフプラン率は30.3%で、前年同時期の33.1%を2.8ポイント下回っており、計画相談を利用する障害者が増えているという状況がうかがえます。

次に、児童福祉法に関する障害児の計画相談の状況ですが、令和4年3月末現在、 受給者総数1,897人に対し計画作成済み総数1,897と、こちらも同数であり、 計画の作成率は100%でございます。

なお、計画におけるセルフプラン率は、表の最下段のとおり、58.7%であり、 障害児のセルフプラン率は増加する傾向にございます。

計画相談の実績の推移の説明は以上でございます。障害者・障害児ともに、事業所が作成するサービス等の利用計画の増を課題として考えるところでございます。

項番3、事業所への支援についてでございますが、平成27年度以降、特定相談

支援事業所就業・定着促進事業により実施しているところでございます。 説明については以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございました。今の御説明に御意見、御質問はありますでしょうか。高井委員、どうぞ。

【髙井委員】 ロータスの髙井と申します。うちも障害者の相談支援事業をやっているんですけども、前から気になっていたのが児童、障害児のほうのセルフプラン率が上昇といってもかなりの上昇で、大体6割ぐらいがセルフプランということで、これは何か原因があるのか、その対策ができているのかということがすごく気になっています。

もちろん障害者のほうもセルフプラン率は3割あるんですけども、要は計画の受ける数は増えていても、セルフプラン率は微減で何とか保てているという部分はあっても、障害児のほうはプランの作成総数も増えてはいますけど、ほぼ増えているのは、全てここ近年はセルフプランで作成されているということになるので、近年つくられているものは相談支援専門員が全く関わってないでつくられているということになるので、その辺の原因を区としては把握されているのか、またその対策を今後どうするのかということは考えられているのか、お伺いしたいと思うんですけれども。

【里村会長】 事務局お願いいたします。

【野沢支援調整係長】 障害児のセルフプランの状況でございますけれども、障害児に関しましては親御さんが子供のプランをつくりたいという要望がありまして、それによってセルフプランをつくっているという状況がございます。その状況がありますので、一定割合はセルフプランというのは増えているという状況でございます。現状についてはそのような状況でございます。

お答えは以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございました。そういう保護者の希望とともに、相談 員の拡充とか研修とか、そういうことも区としてはやっていかなければいけないと 思っていますけど、髙井委員いかがでしょうか。

【高井委員】 もちろん親御さんの希望はあると思うんですけど、それだと相談 事業の意味がなされないということになってしまいますので、御希望は御希望かも しれないんですけど、相談支援専門員が関わるということを推進していくことがす ごく大事だと思いますので、検討していただければと思います。

【里村会長】 ありがとうございました。

では、ほかに何か御意見おありですか。平松委員、どうぞ。

【平松委員】 今の髙井委員の発言にもつながるんですけども、児童といっても 10代後半ぐらいから20代初めぐらいで、学校を卒業したりとか、そういう方の 相談というのは私どものほうでもやっているんですけども、親の方の希望はもちろん、それはそれで無視すべきではないけども、親の希望と、本人の希望といいますか、本人にとって必要な望ましいサービスと必ずしも一致しないことが間々ある。 どちらを取るかではなくて、そういうときに御本人の望むこと、それから親御さんが望んでいること、そこを話し合ったり相談したりということが必要になってくる。 そのときに相談支援専門員がそれをやるべきであるということからすると、現状は親御さんの希望で計画を作られるから、そういう事情があるので、いいんだということにはならないだろうなと思っております。これが第1点。

それからもう一つは、この間、事業所数、相談支援専門員の数はほとんど増えてないということがありますよね。これで足りているのかというと、それは児童は除いて、成人のセルフプラン率を見ても、30%ぐらい、まだセルフプランがあるということで、ここをもう少し充実していく必要があるのではないか。かつての自立支援協議会ないしは障害福祉計画推進協議会等でこの計画相談が始まったときに、まず数を増やす、それから今度は質を上げていくということで始まったというふうに記憶しておりますが、現状においても数がなかなか増えないのは、1つは相談支援事業所の大半は赤字になっているということがある。これに対して、区としてどのような補助とか助成ができるのかということがある。これに対して、区としてどのような補助とか助成ができるのかということは、以前からそういう点は検討すべき余地があるだろうということになっていますが、なかなか具体的には進んでないというところがあるだろうということですね。

だからそこもやらないと質も上がらないということになってくるということで、いつまでたっても増えない現状が続いているというふうになっているのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

【里村会長】 では、事務局のほうでお願いします。

【佐久間障害者支援課長】 障害者支援課長、佐久間と申します。よろしくお願いいたします。

相談支援事業所が経営上赤字になってしまうという話は、当然認識をしておりまして、課題を持っているところですけども、現状、資料5-3で事業所への支援ということで、相談支援専門員を維持するためにアルバイトを雇った場合の賃金については、こちらのほうで委託料という形で支出しているという支援はしているところです。

今後どういった補助ができるのかということについては、引き続き検討していかなければならないところですけども、現状の相談支援事業所に対してほかの支援もできると考えておりますので、そういったことも含めまして総合的に検討していきたいと思っております。

以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございました。平松委員、何か追加があれば。

【平松委員】 私のほうは追加等はございません。

【里村会長】 ありがとうございます。

では、ほかに御意見。青柳委員、どうぞ。

【青柳委員】 のびのび福祉会の青柳と申します。よろしくお願いします。

今のに関連してなんですけど、平松委員も言われたように事業所が増えない、そして相談専門員も増えないし、ほぼ兼任ばっかりですよね。兼任のほうが多いわけで、これは今のセルフプラン率が少しはよくなったという、それはちょっとは前進なのかもしれないけど、根本的に何か手を打たないとこれは変わらないし、質の向上も全然、私はよくなってないと思いますし、これはずっと何年間続いている議論じゃないですか。根本的な考え方をしっかりしないと、話は前に進んでいかないかなと思います。

あまり言うとあれなんですけど、基幹相談支援センターの設置も全然遅れていますし、これはセルフプラン率からいうと、他区との比較としては相当セルフプラン率は高いんじゃないかなと思います。児童のほうは特に6割を超えていますので、本当に大丈夫かなというところは懸念していますので、何らかの方法を。先ほど来の繰り返しになると思いますけど、手を打たないと相談支援していてもやりきれないということになっていくのかなと思います。うちの法人も今、とんでもない兼任になっていますので、対応をよろしくお願いいたします。

以上です。

【里村会長】 では、区のほうで何か追加はありますか。では、また区としても 施策を進める御努力をお願いいたします。

議事(5)障害者入所施設の整備状況等について

【里村会長】 では、次の議題に進みたいと思います。議事5、障害者入所施設の整備状況等について、事務局より説明をお願いします。

【杤谷施設整備担当係長】 障害者施策課施設整備担当の杤谷です。

障害者入所施設の整備状況について、資料6に沿って説明させていただきます。 本日初めての方もいらっしゃいますので、簡単に概要から説明させていただきます。 現在、江東区では、長期計画において障害者向け入所施設の整備を進めておりま す。本件の整備運営事業者、社会福祉法人睦月会さんにて塩浜二丁目に整備してい るところです。

整備・運営事業者の事業実績といたしましては、(2)に示すとおり、法人全体で38の事業を展開しており、入所施設も運営実績のある事業者となっております。

今回、塩浜で展開する事業の内容といたしましては、(3) に示しているとおり、施設入所支援45名、生活介護60名、この中に施設入所支援の45名を含んでおりますので、外部からの通所は15名となります。そのほかに、短期入所6名と相談事業を展開していく予定です。また、地域交流スペースも整備し、地域の方と交流できる場を設ける予定となっております。

次に、入所者募集の流れについては、記載のとおりとなっており、先日、応募を 締め切ったところです。

最後に、裏面に移りまして、今後のスケジュールといたしましては、運営法人に て面談等を実施し、9月以降に入所者が決定する見込みとなっております。建物に ついても2月末の竣工を目指して建設しており、来年度の令和5年4月からの入居 を開始できるよう整備・準備を進めているところです。現状は、ほぼスケジュール どおりに進んでおります。

私からの説明は以上となります。

【里村会長】 ありがとうございました。

では、今の御説明に何か御意見や御質問はありますでしょうか。平松委員、どうぞ。

【平松委員】 やっとできることになったので、大変いいことだというふうに思っているんですけども、運営のことについてまだはっきりしないところがあって、ちょっと気がかりなところもあったので、その点を確認させていただきたい。

1つは、障害者というのはあらゆる障害を全て含むのかどうか、特に精神障害の 場合も含んでいただけるのかなというのが1つ。

それからもう一つは、これだとはっきりしてないんですけども、利用条件で、取りあえずこの法人ないしは新しくできる施設を利用している方というのが入居条件であるということをちょっと伝え聞いたんですよね。つまり、今ほかの日中活動なり、入居ならいいんですけども、利用している方がこちらに移りたいというときに、それが可能なのかどうか。入ってからそこの日中同施設の生活介護を希望する方、入ってからのことはいいんですけど、入る前の段階で、現在はほかの事業所を利用している方がここを希望する場合にはどうなのかなということがはっきりしなかったものですから、確認させていただきたい。

以上2点です。

【里村会長】 では、よろしくお願いします。

2つ目の質問につきまして、こちらの施設につきましては、日中と夜間の支援については一貫しているところになっております。さらにもう一つ、申込み要件につきましては、今どこか通所等されている方でも、当然ながら申し込みすることは可能となっております。ただ、入所が決まりましたら、そちらの施設から新しい塩浜の施設に移っていただくということで伺っております。

以上になります。

【里村会長】 ありがとうございました。平松委員、それでよろしいでしょうか。

【平松委員】 分かりました。

【里村会長】 では、ほかに何か御意見おありの方どうぞ。青柳委員、どうぞ。

【青柳委員】 ごめんなさいね、前もこれ大江課長に質問させていただいたんで すけど、同じことを言いますけど、要するに入所施設を利用するには、生活介護、 今どこかの作業所に通っている方はそこをやめて入所施設に入りたければというか、 決まれば、生活介護の60人の定員の利用も一緒にしなきゃいけないというのは絶 対条件なんですね。今通っている作業所はやめて、生活の場も働く場、日中活動の 場も移籍というか、籍を変わらないと入所施設には入れないということになります ね。確認です。

それが少しでも緩やかで、今の作業所のまま通っていて入所施設を利用するということは全くもって無理なのか。私は個人的にいえば職業を選択したり、今の職業選択上の話ですよね。今働いている場は変わらないでという希望者がいれば、そういうふうな柔軟な対応ができるのかということを御質問したいというか、御意見としてお出ししたんですけど。

以上です。

【里村会長】 では、お願いします。

【大江障害者施策課長】 私のほうからで、この施設については入所の申込み時、 そして決定をしたが、今通っている他の施設があった場合には、日中活動について は入所施設内の生活介護の事業所を利用してもらうことを条件としてございます。 先ほど御説明をしたように、昼夜通して一貫した支援をしていくという利用者本位 の支援の方針ということで、そうした条件を設定しているところでございます。

【里村会長】 青柳委員、何か御意見おありでしたら、どうぞ。

【青柳委員】 これは何回も言っていたんですけど、昼間の活動と生活の場というのはできれば切り離すのが、私は一番いいかなと。同じ敷地の中にずっと生活することになりかねないなと。幾らか外へ出るとか、地域の交流の場をつくるといっても、障害が重ければ重いほど外に出る機会が少なくなったり、言い方は悪いけど、閉じ込めておくということにならないような工夫をかなりの高いレベルでやらないと、私はとても心配だなと思っていますので、今後も利用者の方の入所施設と生活介護の利用がイコールにならないでもいいケースができないのかなというのは、個人的な希望で思っていますので、また検討していただければいいかなと思います。

【里村会長】 そういう御意見があることもぜひ承知しておいていただきたいと 思います。

ほかに。平松委員、どうぞ。

【平松委員】 青柳委員とのやり取りで1つだけお話ししておきたいんですけど

も、かつて精神科の病院が収容施設化しているということから脱皮するために、施設内にグループホームをつくる、施設内にそういう就労支援の事業所をつくるということが行われて、特に割と経営を重視する目先の利く経営者が日本各地でそういうことをやった。

それに対して同じ敷地内で一括して全部というのは、それは地域生活じゃないよと。共生社会もそこではできないんじゃないかということで、私もですけども、そういう批判をずっと行ってきた。本来、生活の場と日中活動の場は切り離して、そこが連携することが利用者本位であると。それを一貫してやるということは施設本位の考え方で、利用者本位ではないということは、この間のそういう議論の中でほぼ確認されてきた見解だと思っております。

ということで、その点だけはできれば青柳委員の言われたように別の、むしろそこで連携しないでどうするんですかと。その中で全て完結するのが地域生活ですかというところはちゃんと考えていただかないと、利用者にとって何も利用者本位には結果としてならないでしょうということは申し上げておきたい。

【里村会長】 ありがとうございました。ぜひ今までの御意見も含めて、運営のほう、よろしくお願いしたいと思います。

ほかにございますか。岡田委員、どうぞ。

【岡田委員】 今、平松さんとか青柳さんのおっしゃることと同じなんですが、 例えばグループホームだと、同じ建物の中にある日中活動に通うとか、同じ日中活動に通っている人はそこの建物のグループホームに入るということは、東京都の<u>指</u> <u>導</u>などでも厳しくやらないように気をつけている中にあって、今回、入所施設と日中活動を同一の敷地内で済ませようというのをやられる意図がいま一つ分からないんです。これでは江東区という地元に入所施設をつくるという意味がないということが言えるのではないかと思いました。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。特に何か事務局のほうからあれば。よろしいですか。

【大江障害者施策課長】 皆さんから入所施設についての様々な御意見、また御 懸念ということで、特に施設内で完結した支援については地域社会で暮らしている と言えないんじゃないかですとか、閉じ籠もった生活になってしまうんじゃないか という御懸念については、運営法人とも共有しながら、開かれた施設、地域とつな がる支援または活動といった工夫につなげていきたいと考えてございます。

以上です。

【里村会長】 では、よろしくお願いします。

では、ほかにございますか。

【里村会長】 では、出尽くしたと思いますので、次の議事に移りたいと思います。

議事(6)専門部会からの報告

【里村会長】 議事6、専門部会からの報告について、各部会長から令和4年度 の活動予定、活動状況について御報告をお願いいたします。報告の順番ですが、精神部会、地域生活支援部会、就労支援部会、児童部会、権利擁護部会の順にお願い します。

それでは最初に、精神部会の平松部会長から御報告をお願いいたします。

【平松精神部会長】 精神部会の部会長をしております平松でございます。精神部会の報告をさせていただきます。

資料を見ていただきたいんですが、精神部会、3回何とか開催しましたと。ワーキンググループを3つに分けて、この間活動してきております。特にワーキンググループの地域移行は、コロナ禍で病院に入院されている方に面会できない、ないしは外出もできないという大変厳しい状況等は、今でもまだ続いておりますけども、その中でも病院に訪問して、地域生活への移行を希望される方を何とか実際に外出してとか、外泊してとか、その辺は病院側にかなり強くそういう要望をしながら、努力はやれてこれたかなと思っております。ということで、それは今後もさらに強めていこうと。

いろんな制限がなくなったので、もっと本格的に今年度やれるかなと思ったら、 今の状況なので、制限はないけど、実質、病院ではほとんど面会できない、外出で きないという、感染が今までで一番広がっていますから、そういう点ではまた苦労 することになると思うんですが、その中でも頑張ってやっていきたいというのが一 つあります。

それからもう一つは、今回はピアサポートということで、ピアサポートというの

は当事者が当事者として活動するという非常に幅広いものという捉え方をして、その中でピアサポーターというのは、ある程度資格を持ってやるという活動ももちろんありますが、資格がなくてもできるというか、当事者は当事者としていろんな形でお互いが支え合うというのが基本ですから、その辺のところも含めて学習会をやろうということで、2月10日に「くらふと」という、江戸川で実際にやっていらっしゃる吉澤さんに来ていただいてお話をしていただいたんですけども、ここに大勢の当事者の方にも参加してほしいということで当初は企画しましたが、2月ですので第6波の最中でしたので、残念ながらそれはできないで、リモートで参加という形になったために、多くの当事者の方に参加していただけなかったところが残念なことであるということがございます。

あとは、もう一つやろうと考えていて、まだ具体化していませんが、家族をどう 支援するか。家族は当事者にとって大事な支えてくれる協力者でもあるけども、家族自体も支援する、支える必要がある。残念ながら、江東区において精神障害の方の家族会活動が今ちょっと停滞しておりますけど、ここを何とかしたいということで、これを具体化していこうということを現在考えておりますということです。ピアサポートについては、また2回目のそういう勉強会といいますか、講演会ないしは実態調査等々も含めて、今、検討して進めようとしているところでございます。以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございました。

では次に、地域生活支援部会の髙井部会長から御報告をお願いいたします。

【高井地域生活支援部会長】 こんにちは。地域生活支援部会の部会長の高井です。よろしくお願いします。

地域生活支援部会は今年度、部会は開けてないんですけど、9月に開催予定で今調整を進めております。また、今日も傍聴者の方で現任研修を受けられている方いらっしゃると思うんですけど、地域生活支援部会は相談支援専門員のバックアップ支援ということも入っていますので、その中で今、現任研修の方は拠点機関にスーパーバイズを受けるという研修の一つのカリキュラムが組まれているところですけれども、そういう中でスーパーバイズの研修に関わらせていただく中で、現場の相談支援専門員の方か孤立しやすいということが全体的に課題なのかなということをすごく実感しております。

兼任が多い、1人相談支援専門員の事業所が多いということで、事業所の中で孤立してしまって相談するところが少ない、あるいは事業所内でも相談がしづらいし、なおかつ外にどうやって相談しに行ったらいいかということで、相談支援専門員自体が課題を抱えて孤立してしまう傾向にあるのではないかということをすごく感じています。

そういう中で、前々年度も地域生活支援部会で議題に上がっていたとおり、要は連絡会ではないですけど、相談しやすい場所とか、相談しやすい人間関係をつくっていく、また連携を取りやすくしていく支援が喫緊の課題であるということになっていますので、今年度、こういうコロナ禍では連絡会というか、そういう連携を取っていくのがより難しい中でも進めていかなければならないということになりますので、今年度というか、今年中にはそういう相談支援専門員、現場の相談支援専門員であったりとか、ヘルパーさんであったりとか、いろんな職種の方が連携を取りやすくするような場をしっかりとつくっていくことをまず地域生活支援部会ではやっていきたいと思います。

それ以外に防災のことに関して、ほかの部会でもいろいろ議題には上っているとは思うんですけれども、これも先日の部会長会議でも出ていましたけれども、部会だけではやっていけない課題も見えてきているということで、部会を超えた連携をどうやって取っていくのかということも課題になってくると思いますので、それを全部一つの部会でやっていけないので、連携をほかの部会と取りながらやっていけるように課題をしっかりと絞り込んで、今年度も部会の運営をして、課題に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

では次に、就労支援部会の青柳部会長から御報告をお願いいたします。

【青柳就労支援部会長】 就労支援部会の青柳です。

就労支援部会も今年は、先週7月20日に部会を開きました。本来はリアルというか、皆さんで集まっていただいて会議をしようと思ったんですが、急に7月当初からコロナがまた再爆発というか、第7波になってしまったので、前日に担当者の方にお願いして私と副部長の方が区役所に行って、あとはリモート会議になりましたけど、本当にこの間のコロナの影響というのはすごく大きかったかなと思います。

一応年3回、部会を開く予定で、あと就労支援の担当の方にも直接集まっていただいて、いろんな情報交換ができればいいかなと今年は予定しています。この間1回やりましたので、10月4日にもう日程は決まって、会場を取っていただいたので、10月4日に集まる機会と、あと来年の令和5年1月に集まる予定です。就労支援員の担当者の会議もできれば一度やりたいなと思っているんですが、コロナの状況を見ながらということになるかなと思います。

区内の作業所の関係の方、就労B型とか運営している作業所の方、あとハローワークとか特別支援学校、ハローワークさんではメトロフルールさんなどのたくさんの就労、実際雇っていただいている方のところなど、障害者就労支援センターとか、あとは就労系の作業所の方にもたくさん集まっていただいております。今後もコロナで本当に大変な思いをして就労を続けていらっしゃる方たちの定着支援とか、工賃の向上に向けた取組とか、あるいはハローワークの就業者の紹介状況とか、江東区の区の方の障害者雇用の実態も少しお聞かせいただいたり、いろんな情報交換をしながら活動をしていきたいと思っています。

就労している人たちが安心して働き続けられるような支援が共通でできればいいかなと思いますので、関係者と一緒に支えていけたらいいかなと思っています。 以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

では次に、児童部会の田村部会長から御報告をお願いいたします。

【田村児童部会長】 児童部会の田村です。よろしくお願いします。

児童部会では、コロナの影響で、昨年度は3つのワーキング活動という形で進んでおります。発達障害児ワーキング、家庭支援ワーキング、医療的ケア児ワーキングのこの3つの活動でのワーキング活動を2回ずつ開いてきております。

そのまとめがこの資料にあるかと思いますが、発達障害児ワーキングでは昨年度、 教育委員会での特別支援教育の実態や、また地域で活動する発達障害のお母さんた ちの会の方に来ていただいて、活動報告をお聞きしてきました。

家庭支援ワーキングのほうでは、特に災害のことが課題に挙がっております。この家庭支援ワーキングで災害時に、特別支援学校や各施設などございますが、それが福祉避難所になるに当たってどういう課題が出てくるのかが検討されたんですね。それを江東区の災害施策の中でどうしたらいいのか分からないことも非常に多くあ

ったので、実際には家庭支援ワーキングを超えたところで、この自立支援協議会に関わってくる何か一つのテーマとして取り上げてほしいというのが、こちらのワーキングからの意見となっております。

医療的ケア児ワーキングのほうでは、昨年度、医療的ケア児の支援に関する法律ができたことで、江東区の中もいろいろな動きが出てきていて、実際に教育委員会やこども家庭支援課ですか、子供のほうでも動いております。いろいろな部署が動き出していて、江東区での多様な医療的ケアを持っているお子さんへの幼児期や学齢期の支援が始まってくる状況を今迎えているところです。

そういう実態のお話を受けて、今年度の全体会で開くのは難しいので、このワーキングを中心に9月から部会を2回ずつ開いていって、特に発達障害のところでは、今、ペアレントメンターのお母さん方とのつながりで、地域に相談できる場という相談場の検討なども行っていきたいと思っております。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

それでは次に、権利擁護部会の山口部会長から御報告をお願いします。

【山口権利擁護部会長】 権利擁護部会の山口と申します。よろしくお願いいたします。

権利擁護部会では、昨年に次年度以降どのようなテーマで部会を開催していくかということの話合いを持ちました。3つのテーマに挙げまして、それぞれのテーマについての考えを会員から募ったところでございます。1つ目のテーマは障害のある方の防災について、具体的には避難所の運営について検討していこうということです。それから2つ目のテーマは成年後見制度、これは障害のある方の権利擁護の立場から、制度の利用や周知について取り組む必要があるのではないか。それから3つ目に、障害者差別解消法あるいは虐待防止法について、現場の事例から問題点を探っていこうということです。このようなテーマでアンケートを実施いたしました。

その中で一番多くの意見がありましたのは防災についてでございます。部会員から防災の専門家の方の話を聞きたいという要望がありまして、この防災を優先順位を高くして取り組んでいるところでございます。防災については、先ほども御意見ありましたが、権利擁護部会だけでは大きく取り組むことが難しいので、地域自立

支援協議会全体で取り組んだらどうかという意見はございます。そこは事務局とも 相談をしながら、全体で取り組むことができるのかどうかということで検討してい ければと思っております。

私たち権利擁護部会は、年5回の部会の日程を決めております。1回目は、昨年 実施したアンケートの結果を各会員にフィードバックする必要があるということで 結果の概要を説明いたしました。2回目は、8月に防災関係に取り組んでいこうと いうことで予定をしております。3回目は、10月28日に成年後見制度について、 制度の最新情報と会員への周知ですとか、そういうところをいま一度考えてみたい と思っております。年明けになりますけれども、4回目で障害者差別解消法や虐待 防止法等の分野で、できる限り事例研修を中心に、実態を見ながら理解を深めてい く、こういう考え方でおります。そのような内容での研修を進められればいいかな と考えています。

特に、防災について全体の課題は大きいのですが、障害者を対象とした防災だけでは範囲が狭いのかとも感じています。そこを踏まえて防災について少し大きめにくくることができればと考えておりますが、部会の中で更に意見交換を続けていきたいと考えています。

私のほうからは以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございました。

それでは、今の各部会からの報告について何か御意見や御質問があれば、お願いいたします。最後に権利擁護部会からも出されました防災のテーマですけれども、ほかの児童部会からも出ていましたし、そういうのは江東区にとってはとても重大なテーマだと思うので、少し具体的に何か進められればとてもいいかなと思います。ほかに何か御意見や御質問ございますか。

では、特にないようですので、次に進めたいと思います。

議事(7)区からの報告

【里村会長】 議事7、区からの報告について、事務局より説明をお願いします。 【大江障害者施策課長】 それでは、資料7になります。本区におきましては、 障害者・障害児の各種計画の策定を来年度に控えてございまして、先ほどの議事で あったとおり、障害者の実態調査をその基礎資料として今年度実施する。また、国 では、障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しとして報告書(案)が出るなど、 法改正がなされていたり、または制度改正に向けた検討が進められている状況です。

こうした状況において、本区において検討を進めていかなければならない案件について、主に5つの課題を今回ピックアップしました。いずれも本区の障害者施策を推進していく上で重要な施策であり、法改正などの状況も踏まえて現状、課題、今後の方向性という形でまとめましたので、御報告をさせていただきます。

まず、1ページ、一番の基幹相談支援センターについてです。

現状・課題からですけれども、区計画において令和5年度までに設置を目指すこととしてございます。

また、自立支援協議会の各部会から、事業者支援、人材育成などの地域づくりを 進めるセンターの設置などの提言をいただいているところです。さらに、6月に出 された国の報告書(案)においては、センターについて住民の相談窓口としての明 確化、その周知、後方支援や支援者支援といった業務を実施することを明確化すべ きとの意見も出ているところです。

そこで今後の方向性ですけれども、23区の状況、それから今申し上げた上記の意見等を踏まえて、センターが「保有すべき機能」「設置する場所」「運営形態及び人員体制」などについて検討を行い、11月をめどに素案をまとめまして、各委員に書面にて提示させていただきたいと考えてございます。本日または意見シートで、後日、皆様からの意見を伺い、また素案に対する御意見については11月に再度意見を伺い、12月に設置、方向性を区として決定していきたいと考えてございます。

続いて、2ページになります。2番の障害者福祉センターについてです。

まず、現状と課題ですけれども、障害者福祉センターは、身体障害者を中心に、 心身障害者(児)の複合施設として昭和58年に開設以降、法改正に伴い、自主事 業の変遷を経て、現在も区の障害者施策の中核的な役割を担ってございます。

平成18年4月以降、指定管理者制度を導入しまして、現在、江東区社会福祉協議会が管理運営しておりますが、10月に社会福祉協議会に代わる新たな指定管理者が決定する予定でございます。

また、開設から40年が経過し、令和6年から7年にかけて、仮設施設への移転 を伴う大規模改修工事も計画されているところでございます。

そこで今後の方向性ですけれども、指定管理者の変更、大規模改修工事という大

きな転換期を迎え、今後、障害者福祉センターの役割や機能強化等を検討し、11 月をめどに素案をまとめまして、こちらについても各委員に書面にて提示をさせていただきます。本日または意見シートで御意見を伺い、また素案に対する意見については11月に再度伺い、12月にセンターの役割、機能等について区として決定をしていきたいと考えてございます。

続いて、2ページ下の3番の児童発達支援センターについてになります。

まず、現状・課題ですけれども、児童福祉法の一部改正が6月に公布され、令和6年4月から施行予定となっております。

改正法では、主に未就学の障害児の発達支援を行う児童発達支援センターの役割・機能の強化が盛り込まれ、中核的な役割として明確化する役割・機能について、記載の①から④までの機能が、現在、国から示されているところでございます。

そこで今後の方向性ですけれども、区が設置している児童発達支援センター、具体的にはこども発達センターとこども発達扇橋センターについて、改正法の趣旨を踏まえて、法の施行に向けて、役割・機能強化の方向性を検討していきたいと考えてございます。

続いて、4番、3ページになります。意思疎通支援についてです。

まず、現状と課題ですけれども、区では、令和2年4月に手話言語・意思疎通促 進条例を制定以降、各種施策を推進してきました。

また、令和3年7月には、公共インフラとして電話リレーサービスの提供開始、 令和4年5月には障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施 行など、国の動きも活発となってございます。

また、国の報告書の案では、支援が必要な者に対して十分に行き届いていない、 ICT活用の促進などの意見が出されているところでございます。

そこで今後の方向性ですけれども、区としてさらなる意思疎通支援の促進に向けた取組を進めていき、今年度予定している実態調査の団体ヒアリングなども活用しながら、支援が行き届くような施策の検討をしていきたいと考えてございます。

最後に、5番の重度障害者向けグループホームの整備についてですけれども、現 状・課題ですが、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された「日中サー ビス支援型グループホーム」は、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待さ れております。 区ではそうしたグループホームの整備促進のため、整備・運営事業者公募に向けた市場調査というものを実施し、公募前段階で公募条件等の検討を行っているところでございます。

そこで今後の方向性ですけれども、市場調査の結果も踏まえ、グループホームの整備が進むような支援策の検討等を進め、整備につなげていきたい、実現に向けて注力していきたいと考えてございます。

以上5点が区からの報告となりますけれども、いずれも重要性の高い施策であり、 皆様から忌憚のない御意見をお願いするとともに、特に1番と2番の案件につきま しては11月までに区として素案をまとめていきますので、その際も御協力をいた だければと思います。

説明としては以上になります。

【里村会長】 ありがとうございました。今の御説明に何か御意見や御質問があれば、お願いいたします。田村委員、どうぞ。

【田村委員】 こども発達センターの田村です。

こども発達センターは、特に今の3番にあります児童発達支援センターについて、 区からの今後の取組の意見をいただきまして、大変ありがたく思います。こども発達センターは希望者が非常に多い中で待機児童をたくさん抱えて、今度、例えば塩浜のほうは施設改修になって、多少の定員の増は認められるんですけれど、実際に希望者は時代とともに非常に増えてきている。これはどうして対応していったらいいのかという大きな課題を持っております。

もちろん児童部会で、保護者とともに支援の輪を広げていくというのもありますが、一方でこういう療育支援をどうしていくかというところで、地域と連携した支援というところに大きく踏み出そうと思っております。具体的には、例えばこれが研修や地域の保育園・幼稚園とつながった支援活動になっていくことを願っておりますので、ぜひこども発達センターの事業を通して区と話し合っていきたいと思います。よろしくお願いします。

【里村会長】 ありがとうございました。ほかに何か御意見や御質問ございますか。どうぞ、青柳委員。

【青柳委員】 すみません、今のこととはまた別のことでもよろしいですか。区の5点の今の取組についてということ以外のところでよろしいでしょうか。

【里村会長】 どうぞ。

【青柳委員】 もう終わりの時間が近づいておりますけども、すみません、ここで言っていいかどうか、私、迷ったんですけど、最近の物価高の影響というのは、各事業所、今とっても大きくなっているんですけど、障害者の生活も厳しくなっているかなという方はたくさん意見として上がっていますし、建設費の高騰なんかで、グループホームをつくるといって国と協議を重ねたところが、入札が完全に高くなり過ぎて、国の補助より高くなっちゃって、入札がうまくいかないなんていう例もあったようですけど。

私どもの作業所で電気とガス、水道のいわゆる光熱水費やガソリン代の高騰を調べたんですけど、去年と今年の4月、5月のデータを見たら、ガソリンのほうは去年の9月と今年の7月のデータを見ると、例えばガソリン代のほうは私どもで1か月、いろんな送迎とか、車たくさん、25台ぐらい持っているんですが、それが3,000リットルぐらい月使うんですよ。リットルで20円ぐらい上がっているんです。19.幾ら上がっているんですけど、そうすると1か月6万円上がるし、年間でいったら72万円も上がるわけです。光熱水費に関しては、今、私どもで8つのグループホームと4つのグループホームを運営させていただいているんですが、この差が、特に電気代が4割ぐらい高くなっているんです、料金として。

そうすると、全体の光熱水費の差を見ると、2か月の比較では52万円、これ年間で出すと310万円ぐらい超えちゃうんです。値上げした部分ですよ、負担が増になった部分がそれだけになるということがあります。これから本格的な夏、暑さがあるし、異常気象みたいな本当に40度を超えるなんていうことがもしかしたらあれば、エアコンなんかばんばん使うわけですので、そういうところがまた電気代がもっと跳ね上がることは目に見えているかなと思います。

今、国がコロナ禍において、原油価格、物価高騰などの総合緊急対策というのを 打ち出していますよね。これは国が補助金を、物価が上がっていることに対して支 援をしますというので、国のコロナ基金の中から出すことになっていると思うんで すけど、障害者施設の支援なんかも自治体ごとで違うんですけど、徐々に提案がさ れています。ごめんなさい、ちょっと長くなって。小平市では1作業所に対して1 0万円が出るとか、荒川区では1万8,000円掛ける人数分、定員分が出るという 補助が提案され、ほかにもいろいろ、学校給食とか児童の施設も対象になることが 書いてありました。

そこは、私どものびのび福祉会だけでもこれだけ上がるということをデータで障害者施策課のほうにお渡ししていますので、ぜひ区の中でもいろんな事業所のデータとか情報を集めていただいて、総合緊急対策の活用を国が出しているわけですから、江東区でも何らかの支援を提案していただければいいかなと思います。

これは今回、ちょっとした瞬間で上がったことではありませんので、これはしばらく続きますよね。ロシアのウクライナ侵攻で、小麦粉なんか、油とかも随分上がっていますよね。ガソリン代なんかも間接的にどんどん上がるということは、いろんな物価を押し上げることになりますので、ぜひ作業所の運営や障害のある方たちの生活を守るという点で、何らかの支援を江東区でも考えていただければいいかなと思いますので、まずはいろんな事業所の実態を調べていただいて、適切な支援をお願いできればいいかなと思いますので、よろしくお願いします。何か検討していただければいいかなと思っていますので、よろしくお願いします。

【里村会長】 ありがとうございました。では、お願いします。

【大江障害者施策課長】 物価高騰対策ということで、まず区全体の今の状況を申し上げますと、物価高騰対策として、特にマスコミ等で報道されていた学校給食等については、6月に補正予算を区として組みまして、国の補助金を活用して学校給食または保育園への対策を講じることとしてございます。

障害福祉サービス事業所については、4月、5月等の段階では、我々のほうには そうした窮状の声というのは届いてなかったので、6月での対応というのは考えな かったところでございますけれども、今、青柳委員からあった、そうしたサービス を提供する上で物価高騰というものが非常に負担になってきているという状況を踏 まえて、全ての事業所について状況を把握するというのは難しいところではござい ますけれども、こちらでも幾つかの事業所さんに状況を聞いて、早急な対策が必要 な場合には、支援策の検討というのを早急にしていきたいと考えてございます。

以上です。

【里村会長】 多分いろいろな施設でも共通の悩みだと思いますので、ぜひ支援 策が取れるようによろしくお願いします。

議事(8) その他

【里村会長】 では、ここでこの議題は終了として、議事8、その他について、 平松委員より2件、議題提案をいただいています。

初めに、生活保護受給者の住宅扶助の特別基準について、平松委員より説明をお願いいたします。

【平松委員】 すみません、順番を逆にさせていただいて、居住支援法人の御紹介から先にさせていただきたいと思います。

【里村会長】 お願いします。

【平松委員】 申し訳ありませんが。居住支援法人というのは、いわゆる国交省の管轄の住宅セーフティネット制度という中の取組の一つでございまして、具体的には住宅確保要配慮者、そう呼ぶらしいんですけども、民間の住宅に入居することに何らかの困難があるような方々ということになっておりまして、障害者はもちろん入ります、高齢者も入ります、子育て、特に単身の子育で世帯、外国人、生活困窮者とか実に幅広い、それから児童養護施設退所者とか、LGBTの方とか、なかなか通常、民間のアパートを貸してもらえないような方々全部が対象になっておりますが、そのために居住支援法人という、これは独立した法人ではなくて、社会福祉法人等々が資格を取るという形になっていますので、江東区では住宅問題というのは大きな問題の一つと考えておりますので、この5月に正式に東京都からの認可で、社会福祉法人おあしす福祉会の公益事業として居住支援法人という認可を受けた。ですから、管轄は国交省になります。

取りあえず障害を持った方を対象に、まず探すところ、それからそこに入るための契約等々、その後の相談、見守り、それからこの法人の取組としては、いわゆる貸す側、仲介業者、管理会社、大家さん等の何か困ったことがあったときの相談、それもやります、両方。入居者の支援もやりますけども、貸す側の相談もやる、債務保証もやります。それから、いずれは死亡退去時の支援とか、そこまで全部やるつもりですけども、取りあえず障害者で始めていきたい。いずれは対象をもっと広げようということで、そうすると住宅支援協議会というものが江東区にございますので、そこに参加させてもらって、そこが中心的なことになるかなと。

ただ、障害者の入居ということはいろんな問題が多いので、取りあえず皆さん方と一緒になってやらないと、おあしす単独であらゆる要配慮者の方を対象にしてというのは、そんなことができるわけもないので、いろんな団体、特に障害に限定せ

ずにいって、取りあえず住むことに困難を抱えている方ということで、共生社会を考えていく上では障害あるなしで分けるということ自体があまり望ましくはない。むしろ、あるなしに関わらずということになりますので、そういう形でもっと幅広い取組をつくっていく、それによって共生社会を住まいという点からつくり上げていこうということを考えておりますので、ぜひ。そのうち御案内を出しますので、皆様方の御協力をお願いしたいということで、御紹介でございます。

これはそこまでで、ついでに住まいに関することで生活保護の基準の話にします ので、先ほどの資料を出していただきたいと思います。

障害がある方、特に精神障害のある方なんかが江東区でアパートを探すのは大変難しいというところはありますが、先ほどのように既に居住サポートというような取組をやっております。それから、今回は居住支援法人ということで、債務保証も貸す側の相談もやります。それから、定期的な訪問もする。そうすると、貸す側としても安心できると。今までよく言われたのは、何かあったときにどうしてくれるんだ、24時間365日ちゃんと対応してくれるのか、どこに連絡すればいいんだなんていうことをよく管理会社や仲介業者の方に言われておりましたが、そういう点の心配はなくなるということになると、むしろ何も知らない一般の方に貸すよりもかえって安心できるよねというふうにしていきたいと思っているんですけども、それはやれるとしても実際に借りる物件が江東区はないということですね。

単身の場合に、生活保護の基準だと5万3,700円となっています。これは東京都全部そうなんですけども、江東区で今、5万3,700円の単身者用のアパートの物件がどれぐらいあるかというと、非常に少なくなってきている。しかも、例えば木造であったり非常に古い、老朽化していたり、例えばバスがなかったり、トイレまで共用であったりとか、若い女性だったらとても安心して住めないようなところとか、そういう点で探すのに大変苦労しております。

そういう障害があるなしに関わらず、そもそも今の生活保護基準で借りられる物件がどんどん減っている。さらに再開発がどんどん進みますよね。地下鉄が延びるとかいろんな形がありますから、今後もそういうことが起こっていきます。今まで住んでいても老朽化したから、建て替えするから出ていってくださいということは、オリンピック前から盛んにそういうことは起こってきています。

そうすると、どこに行けばいいの、江東区内には今までと同じ家賃で借りられる

ようなところはないよということで、東へ東へと皆さん行かざるを得ない状況であるということで、そうすると住宅確保要配慮者の方々、先ほど述べたいろんな方々は江東区内では住めないということがどんどん進んでしまうんじゃないかということを大変危惧しているということが、先ほどの居住支援法人をつくる一つの理由でも、目的でもあります。

実は生活保護の方、単身の場合に5万3,700円となっておりますが、既に東京の中心的なところ、港区、中央区と、あと幾つかの区ですかね、そこの物件が5万3,700円ではとてもないという場合には、特別基準という制度があって、それを適用することができる。5万3,700円から、それの1.3倍から1.8倍までと。そうすると、約7万円から10万弱、それはそこの地域の不動産の現状に即した形でやるということになっております。

ということで、今示しましたのは、局長通達で特別基準1.3から1.8倍の適用の場合が1、2、3と書いてありまして、最初に出ているのは1、2ですけれども、これは個別の事情で特別基準を適用する場合です。つまり、老人等で、従前からの生活状況から見て転居が困難と認められる場合とか、車椅子を使っている障害者等に通常より広い居室が必要な場合とか、そういう場合は特別基準を適用していいよという、これは個別に対する適用でして、その次の裏を出していただけますか。3というところです。

これは、地域の住宅事情から限度額の範囲内ではどうしても対応できない場合に 適用する。ですから、これは個別ではなくて地域ぐるみで、5万3,700円ではそ んな物件ほとんどないよということで、特別基準を適用するということです。

これは区からいただいた資料で、不動産仲介業者のデータだそうですが、現在の 単身者用のアパートでは平均が8万円だというのが、現在の江東区の民間アパート の状況だそうです。これは仲介業者からのデータを区からいただいたものです。

とすると、あまりにも差がありますよねということで、実際にいろいろ探しておりましても本当に物件が今なくなってきております。とてもこんなのでは最低限の文化的な生活もとても保障できないような物件ぐらいしか残ってないということもありますということで、ぜひこの点を区の保護課として実態調査をして、これを適用するかどうかぜひ検討していただきたいということで、取りあえずこの場でも。

実際に障害者が親から独立して単身で生活しようとした場合とか、それから今ま

で住んでいたところが建て替えになったので代わりを探すとか、そういうときに今、 非常に難しくなってきておりますので、これは障害者もそうですけども、江東区で 少なくとも最低限の憲法で保障された文化的な生活ができるだけの住居を保障する ということを考えないと、金持ちしか住めない江東区になってしまっていいのだろ うかという大きな問題になるかなと思っておりますので、ぜひ区としてもこの点に ついての検討をお願いしたい。

ここの自立支援協議会に加盟していらっしゃる障害者の方々、多分、全てに共通する問題だろうと思っておりますし、障害者でない生活困窮者とか、幅広い方に共通する問題なので、いろんな形でいろんなところに今後、そういう申入れをしていったり、実態調査は我々がある程度やったものもありますので、区にもぜひお願いしたいけども、私どもがやった実態調査の結果なんかもお伝えして、区と一緒にそういう取組をしていきたいという提案というか、区に対する要望でございます。以上です。

【里村会長】 情報ありがとうございました。では、事務局のほうから。

【大江障害者施策課長】 保護課に確認した結果について御説明いたします。

平松委員おっしゃったように、住宅扶助の基準額というのは5万3,700円以下と規定されておりまして、一方で、地域全域において基準額内の物件を見つけることが極端に困難な場合、特別区の場合では千代田区、中央区、港区の3区が特別の基準を適用して、それより高い住宅扶助を出しているところがございます。

一方、江東区の場合については、地域によっては基準額内の物件があるということから特別の基準は適用していないというのが、現状の保護課の見解となってございます。しかしながら、平松委員の現状のお話または御意見につきましては、保護課に伝えてまいりたいと思います。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

ほかに何か御意見とか御質問あれば、お願いします。平松委員、もし何かあれば。

【平松委員】 物件としてはある、その物件がどのような物件かということですね。その実態の問題だと思っております。かなりのところを我々は見て、とてもとてもと。利用者の方もとてもこんなところ住めないよというところ、実態はかなり把握しているので、実態調査はやっぱりやるべきだと思っております。

そうすれば、一応幾つかあるとは言っても、これは今どきこんなところに住めというのは酷だよねということは多分分かっていただけると思っているので、そういうことをお願いしたいと考えておりますので、またその辺は直接保護課にもお願いするし、居住支援協議会でもぜひ取り上げて検討していただこうというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【里村会長】 ありがとうございました。

では、時間も押していますので、この議事……。どうぞ、髙井委員。

【髙井委員】 すみません、時間なくなってきている中で申し訳ありません。今のに関連すると、うちも居住サポートを受けていますので、実際、探しています。確かにあるという現状はまだあります。ただ、年々減っているというのは確実です。減っていて、増えてはいないわけですね。減り続けていて、探すのが年々きつくなってきているという現状、これが江東区内の現実だと思います。

じゃ、いつなくなるのかというのは誰にも分からなくて、なくなったときどうするのかって、すぐこの限度額というか、特別を適用してくれるというのであれば、こちらも安心して支援はできるんですけれども、現実、減り続けていく中で住宅が見つからない、もう転居しなきゃいけないということが起こったときの対応は区としても考えていただきたい、現実、問題があるということを知っていただきたいと思います。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。ほかに何か御意見ありますか。

では、御提案があった議案については、ここで終了をさせていただきます。

その他何か各委員から御意見等あれば、お願いします。

では、特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

今後の予定などについて、事務局から説明をお願いします。

【大江障害者施策課長】 意見シートについて御案内いたします。意見シートをお配りしておりますけれども、障害者実態調査、それから区からの報告などについてはたくさんの御意見をいただきたいと思ってございますので、意見シートにて8月4日までに、事務局宛てメールまたはファクスにて御提出をいただければと思います。御協力のほどお願いいたします。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。次回の自立支援協議会は2月を予定しております。決定次第、通知を送付させていただきます。よろしくお願いいたします。

[閉会] 午後3時20分

【里村会長】 それでは、以上をもちまして本日の会議を閉会といたします。長時間ありがとうございました。

— 了 —